

2020年11月吉日

お客様各位

HASCO JAPAN 株式会社

JEBEL ALI, UAE 向け貨物に於けるマニフェスト規制に関して - 改訂版 -

拝啓 時下、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題に関し、今年6月にドバイ税関からの通達により、ドバイに到着する貨物を対象としたマニフェスト規制が義務付けられましたことをお伝えいたしましたが、今回ドバイ税関から、この規則の厳格な運用が開始された旨通達がありました。

情報を正しくご提供頂けない場合は、現地での通関及び貨物引き渡しに影響がでると同時に税関からの罰金の対象となります。又、弊社ドバイから **ADMINISTRATION FEE** といまして **USD100/BL** が課徴される可能性もございますので、何卒ご留意頂けますようお願い申し上げます。

適用開始時期 : 2020年6月15日(入港日ベース)

対象貨物 : JEBEL ALI 向け貨物

申告事項 : DR/ACL に下記をご記載ください。

■ **現地税関登録の8桁のHS CODE**

- ※複数品目が積載されている場合は、代表貨物のHS CODE
- ※HS CODE LIST (EXCEL FILE)を参照の上ご手配ください。

何かご不明点がございましたら担当までお問い合わせください。
お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具